

山口県報

令和7年
3月31日
(月曜日)

目次

○条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………一

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三十七号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の二第一項中「数量」の下に「（第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、法第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第九条の四の七に次の一項を加える。

6 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。）のうち法附則第十二条の二の七の二第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行った炭化水素油（第八十一条第三項に規定する炭化水素油をいう。）である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合に

は、当該軽油の消費については、第八十一条の二第二項（第五号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第九条の四の十第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の十三第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「車両総重量」の下に「（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の下に「（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

2 改正後の山口県税賦課徴収条例附則第九条の四の七第六項の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

（自動車税に関する経過措置）

3 令和六年四月三十日までに取得された改正前の山口県税賦課徴収条例附則第九条の四の十三第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。